作水工	稼れ弟―亏の十三 (弟八条の十七の _一 関係) (第1面)						
	特別管理産業廃棄物処理計画書						
				令和7年 5月 31日			
	短井士 臣	显化					
	福井市長	殿					
				提出者			
				住所 福井県福井市和田中町舟橋7-1			
				氏名 福井県済生会病院 院長 笠原 善郎			
				(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
				電話番号 0776-23-1111			
				る法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量 作成したので、提出します。			
事	業場	Ø	名 称	福井県済生会病院			
事	業場の)所	在 地	福井県福井市和田中町舟橋7-1			
計	画	期	間	2025年4月1日 ~ 2026年3月31日			
当該	変事業場にお	いて現り	こ行って	いる事業に関する事項			
	①事 業	の 1	重類	P83 医療業			
	②事 業	の対	見模	診療科目23科 病床412床の一般病棟			
	③従	美 員	数	1151人			
	④特別管 の一連の			排出業者→収集運搬業者→中間処理業者→最終処分業者			

(第2面) 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) ○感染性廃棄物 福井市 環境廃棄物対策課←福井県済生会病院 院長 福井県済生会病院 施設課←院内清掃業者 アイビックス 収集運搬業者 日野マテリアル→中間処理業者 武生環境保全→最終処分業者 ヤマゼン 環境保全センター・神戸エコシステ ○引火性廃油 福井市 環境廃棄物対策課←福井県済生会病院 院長 福井県済生会病院 施設課 収集運搬業者 ジャパンウェイスト株式会社→中間処理業者 ジャパンウェイスト株式会社→最終処分業者 ひびき灘開発株式会 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(2024年度) 実績】 感染性廃棄物 引火性廃油 特別管理産業廃棄物の種類 H1 183. 6 0.6 (これまでに実施した取組) 4月に全職員に感染性廃棄物の判断フローのお知らせ ①現状 4月に全職員に院内でのゴミの分別表のお知らせ 4月に清掃業者(院内ゴミ回収業者)に廃棄物分別表を説明 ICTラウンドによる廃棄物処理のチェック 有機溶剤蒸留再生装置CBGリサイクラーの導入 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物 引火性廃油 183 0.5 t出 量 (今後実施する予定の取組) 減量に向けての院内でのゴミ分別の徹底の啓蒙活動 ②計画 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物処理マニュアルに基づき適正に処理 ①現状 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状通り引き続き分別を行う ②計画

_				
自	っ行う特別管理産業	廃棄物の再生利用に関する事	項	
		【前年度 (年度)	実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った		
		特別管理産業廃棄物の量	t	t
	①現状	(これまでに実施した取組)	1	
		(これ)なくに実施した収配/		
		I to last 1		
		【目標】		T
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う		
		特別管理産業廃棄物の量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取組)	1	
		「一段天施する」をの収配		
<u> </u>	、行る性団体田本光		訂	
	つ仃り特別官埋産業 	廃棄物の中間処理に関する事		
		【前年度 (年度)	実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った		
		特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した		
	0 = 11		t	t
	①現状	特別管理産業廃棄物の量(これまでに実施した取組)	1	
		(これは、(に美地した)収配)		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う		
		特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する	t	t
	②計画	特別管理産業廃棄物の量		
		(今後実施する予定の取組)	1	
	1			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項							
【前年度(年度)実績】							
	特別管理産業廃棄物の植 類						
	自ら埋立処分						
	を 行 っ た	t	t				
①現状	特別管理産業廃棄物の量						
	(これまでに実施した取組)						
	【目標】	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種						
	<u>類</u> 自 ら 埋 立 処 分						
	を を 行 う	t	t				
②計画	特別管理産業廃棄物の量						
	(今後実施する予定の取組)						
 特別管理産業廃棄	 物の処理の委託に関する事項						
1424 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	【前年度(2024年度						
	特別管理産業廃棄物の種						
	類						
	全処理委託量	183.6 t	0.6 t				
	優良認定処理業者への						
		183.6 t	0.6 t				
	処 理 委 託 量	183.6 t	0.6 t				
	再生利用業者への	183.6 t	0.6 t				
	再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への						
①粗 华	再生利用業者への処理 委託 量	t	t				
①現状	再生利用業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者以外の	t	t				
①現状	再生利用業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への	t	t				
①現状	再生利用業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	t	t				
①現状	再生利用業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への	t	t				
①現状	再生利用業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	t	t				
①現状	再生利用業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	t	t				
①現状	再生利用業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	t	t				
①現状	再生利用業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	t	t				
①現状	再生利用業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者への 処理 委託 量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	t	t				

	()(10 區)				
	【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物 引火性廃油				
	特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量	8条任	引火性廃油 0.6 t		
	優良認定処理業者への 処理 委託 量	183 t	0.6 t		
	再生利用業者への 処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t		
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 (今後実施する予定の取組)	t	t		
	【前年度(2024年度)実績】				
電子情報処理組織の使	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	184. 2	t		
用に関する事項	(今後実施する予定の取組) 現状維持				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種 類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃 棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50½を超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。